6 助成対象となる展示会

自社商品又は自社取扱商品の販路拡大を支援する主旨により、<u>事業者向けの商談</u>を目的とした展示会 (実際の会場で開催される展示会。以下「リアル展示会」という。)又はオンライン展示会への出展が対象となります。 要件は、以下の(1)~(11)を全て満たしている必要があります。

- (1) 事業者との商談を開催主旨とする展示会であり、一般消費者の来場を可能とするものではないこと
- (2) 特定の顧客*を来場対象とする展示会ではないこと
 - ※ 来場者が主催者の取引先のみの場合や、協会・組合等の構成員向けサービスの一環と考えられるもの等。
- (3) 自社が主催又は運営に携わる展示会*ではないこと
 - ※ 自社役員・従業員が役員・従業員を兼務している法人等による主催又は運営に携わる展示会を含む。
- (4) 販売や契約行為を可能としている展示会ではないこと
- (5) 主催者発行の日本語による出展要項が公開され、公募**されていること ** 公的機関主催の場合を除く。
- (6) 交付決定日が属する月の翌月1日以降に開催されること ** オンライン展示会の場合は、開催期間が1か月以内のものに限る。
- (7) 申請者が主体の出展であり、申込から支払い・実施までの一連の手続きを申請者名義で自ら行うこと
- (8) 申請者自らが出展小間内で商談を行うこと
 - ※ 代理出展、営業支援・プロモーション支援等の一環で行う出展代行、市場調査目的の出展等は助成対象とならない。
- (9) 資金集めを目的に行う出展や、投資関連商品又は投資家を対象とする出展や展示会等ではないこと
- (10) 小間の社名板 (パラペット等に掲示される社名看板) と主催者発行の当日会場図 (オンライン展示会の場合はバナーと出展社一覧ページ) にいずれも必ず申請者名*が表示されるとともに、他社名*や他社ブランド名・他社商品名の併記がないこと
 - ※ 申請書に記載の名称と同一のもの。個人事業主の場合、開業届に記載の屋号も認める。交付決定後は「助成事業者名」という。
 - ※ 関連会社・グループ・グループ会社・親会社・子会社は「他社」に該当する。
- (11) 出展小間料又はオンライン出展料の経費計上があり、支払い済ではないこと
 - ※ 最終的に(実績報告時に)、助成対象の出展小間料が0円となる場合、全ての経費が助成対象外となる。

7 助成対象となる EC サイト

モール型 EC サイト*へ出店する場合の初期登録費用の一部を対象とします。要件は、以下の(1)~

- (6) を全て満たす必要があります。 ※モール型ECサイトとは、インターネット上のショッピングモールのようなスペースを提供するECサイトをさす。
- (1) インターネット上のモールプラットフォーム内にショップを展開し管理・運用する形式のモール型 EC サイトへの出店であること
 - ※ 「出品」ではなく「出店」であり、統合管理型(自社モール構築)やサイト構築などの委託費(モール型 EC サイトへの出店を含む場合でも)は助成対象とならない。 ※ 対象となるモール型 EC サイトとは、EC サイトの傘下にショップページが設置される形式であること(独自ドメインの URL を持つものではなく、モール型 EC サイトのドメインにショップページ用のディレクトリが割り振られるもの)。 例:https://www.ec-site.co.jp/tenjikai
- (2) 自社が主催又は運営に携わる EC サイト*ではないこと
 - ※ 自社役員・従業員が役員・従業員を兼務している法人等による主催又は運営に携わる EC サイトを含む。
- (3) 「特定商取引法に基づく表記」の内容を示すページに申請者名及びその連絡先が記載され、自社商品又は自社取扱商品の出品登録から売り上げ集計・受注管理・発送業務など全ての運営業務を自社が主体的に担う形式のECサイトであること
- (4) 申請者名義で自らECサイト運営者と直接契約する場合の出店初期登録費用*であること ** 初期登録費用に限る。初期登録時に一括で支払う場合も含め、運用サービスや構築等「初期登録費用」以外の経費は助成対象とならない。
- (5) 自社商品又は自社取扱商品を取り扱うショップページ(出店)であること
 - ※ 「自社商品」の証明として、登録商標等の書類を確認する場合がある。
 - ※ 「自社取扱商品」は、販売権の契約を締結しているものに限る。その証明として、販売契約書等の書類を確認する場合がある。
- (6) 交付決定日から3か月以内に出店初期登録をし、助成対象期間中に出店*するものであること ** 完了検査時に、公社にて出店を確認する。